

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月30日

【会社名】 エア・ウォーター株式会社

【英訳名】 AIR WATER INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 豊田 昌洋

【本店の所在の場所】 札幌市中央区北三条西一丁目2番地

【電話番号】 (011)212局2821番

【事務連絡者氏名】 経理部札幌 部長 笹原 敦

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区南船場二丁目12番8号 本社

【電話番号】 (06)6252局1754番

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 豊永 昭弘

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成29年6月28日開催の当社第17期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月28日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

現行定款第21条（代表取締役および役付取締役）第2項について、取締役副会長の員数を1名から2名に改める定款規定の変更を行う。

#### 第2号議案 取締役20名選任の件

取締役として、豊田 昌洋、今井 康夫、白井 清司、豊田 喜久夫、唐渡 有、松原 幸男、町田 正人、堤 英雄、永田 實、村上 幸夫、山本 健介、曾我部 康、光村 公介、川田 博一、塩見 由男、梶原 克己、飯長 敦、豊永 昭弘、坂本 由紀子および荒川 洋二を選任する。

#### 第3号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社事業の多角化への対応および経営体制の強化を目的とした取締役の増員など諸般の事情を考慮し、取締役の報酬等の額を年額11億3,000万円以内（うち社外取締役分は3,400万円以内）に改定する。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	1,766,802 個	594 個	330 個	99.95 %	可決
第2号議案					
豊田 昌洋	1,587,702 個	179,699 個	342 個	89.82 %	可決
今井 康夫	1,693,518 個	74,226 個	-	95.80 %	可決
白井 清司	1,627,831 個	139,571 個	342 個	92.09 %	可決
豊田 喜久夫	1,627,628 個	140,116 個	-	92.07 %	可決
唐渡 有	1,702,505 個	65,239 個	-	96.31 %	可決
松原 幸男	1,703,338 個	64,406 個	-	96.36 %	可決
町田 正人	1,703,275 個	64,469 個	-	96.35 %	可決
堤 英雄	1,703,275 個	64,469 個	-	96.35 %	可決
永田 實	1,702,495 個	65,249 個	-	96.31 %	可決
村上 幸夫	1,703,279 個	64,465 個	-	96.35 %	可決
山本 健介	1,703,136 個	64,608 個	-	96.35 %	可決
曾我部 康	1,703,279 個	64,465 個	-	96.35 %	可決
光村 公介	1,702,747 個	64,997 個	-	96.32 %	可決
川田 博一	1,672,527 個	95,217 個	-	94.61 %	可決
塩見 由男	1,682,688 個	85,056 個	-	95.19 %	可決
梶原 克己	1,683,469 個	84,275 個	-	95.23 %	可決
飯長 敦	1,671,948 個	95,796 個	-	94.58 %	可決
豊永 昭弘	1,671,933 個	95,811 個	-	94.58 %	可決
坂本 由紀子	1,746,032 個	21,713 個	-	98.77 %	可決
荒川 洋二	1,745,837 個	21,908 個	-	98.76 %	可決
第3号議案	1,742,099 個	25,570個	57 個	98.55 %	可決

- (注) 1. 賛成率は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。
2. 第1号議案が可決されるための要件は次のとおりです。  
議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 第2号議案及び第3号議案が可決されるための要件は次のとおりです。  
議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 前記(3)の議決権の数に、株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

なお、前記(3)の賛成率は、本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。